

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成27年10月1日作成)

法令名	児童福祉法
根拠条項	第18条の13第1項
許認可等の種類	保育士試験の試験事務規定の認可
法令の定め	児童福祉法第18条の13第1項 児童福祉法施行規則 第6条の20、第6条の21
審査基準	受験申請の受付、試験委員のチェック、筆記試験問題の作成、試験の実施、合否の決定などあらかじめ具体的な審査基準を定めることが困難であり設定していない。
標準処理期間	総期間 日・月 (注：休日は含まない。) 経由機関 日・月 () 協議機関 日・月 () 処分機関 日・月 ()
処分担当課	保健福祉部子ども未来推進局子ども子育て支援課 (電話番号：011-204-5236)
申請先	同上
問い合わせ先	同上
備考	(公表アドレス： https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kms/133387.html)